

川口市軽費老人ホーム利用料等取扱基準

(令和6年4月1日～)

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入居者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

- (1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入居者が負担すべき額として【表1】の額を上限とする。
- (2) サービスの提供に要する費用の助成基準額は、【表1】のサービスの提供に要する基本額(月額)に民間施設給与等改善費を加えた額から、【表2】の本人からの徴収額を差し引いた額とする。
- (3) 民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入居者との単価と区分して用いること。

3 生活費(月額)

生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)は、下記の額を上限とする。

- (1) 一人当たりの額 : 46,940(円)
- (2) 地区別冬期加算額 : 2,150(円)

(注1)「一人当たりの額」ならびに「地区別冬期加算」の区分は「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」によるもの。

(注2)生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)の額は「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について(老発第0530003号)」によるもの。(10円未満は切り捨て)

4 居住に要する月額

- (1) 居住に要する費用の設定及び支払い方法

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入居者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費(土地取得費を除く。)から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額(以下「居住費基礎額」という。)を基礎とし、一括納入する方式である。

※なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規程に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数(20年を標準とする)の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数(20年を標準とする。)の利息を加えた額を、当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入居者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入居する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入居者が一定の期間(20年を標準とする。)未満の期間以内に退居した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間(20年を標準とする。)から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退居時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入居者が確保されていない場合については、十分な入居者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入居者の所得の低い場合や、夫婦(事実婚を含む)で利用する場合等入居者の実態に応じ、一定 の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

5 その他

退去時の取り扱いについて

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通省住宅局）を参考にすること。

【表1】サービスの提供に要する費用額（月額）

定員数/地域区分	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100
10-14	145,700	144,900	144,200	143,400	142,500	141,800	141,000	140,100	139,400
15-19	97,600	97,000	96,500	96,000	95,500	95,000	94,500	94,000	93,400
20-29	93,100	92,500	92,000	91,300	90,800	90,200	89,700	89,100	88,600
30	67,300	66,900	66,600	66,200	65,700	65,400	65,000	64,600	64,300
31-40	62,600	62,100	61,800	61,400	61,000	60,600	60,200	59,800	59,500
41-50	50,400	50,100	49,800	49,400	49,100	48,800	48,500	48,200	47,900
51-60	42,200	41,900	41,700	41,500	41,200	41,000	40,600	40,300	40,100
61-70	36,300	36,100	35,900	35,700	35,500	35,300	35,100	34,800	34,600
71-80	32,000	31,800	31,600	31,400	31,100	31,000	30,800	30,600	30,300
81-90	33,900	33,700	33,500	33,300	33,100	32,800	32,600	32,400	32,200
91-100	30,400	30,200	30,000	29,800	29,600	29,500	29,300	29,100	28,900

(注)川口市の地域区分は令和6年4月1日現在 6/100

【表1】のサービスの提供に要する基本額（月額）に、「老人保護措置費にかかる支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）及び「老人保護措置に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和6年1月11日老高発0111第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき、以下の支弁額を上乗せする。

定員数	増額
10～30人	1,000円
31～80人	1,500円
81人～	800円

- (注1)この表の額に加えて、2(3)における民間施設給与等改善費により増額された金額については、介護職員等の処遇改善費用として取り扱い、増額分以上の額を職員への給与として支給すること。
- (注2)(注1)において支給した実績については、支給に係る詳細情報を整備保存し、川口市から提出の求めがあった場合には、速やかにこれを提出すること。
- (注3)(注1)について、職員に対し処遇改善費用として適切に支給されていないことが判明した場合には、処遇改善費用の増額分の一部または全額の返還を求める場合があること。
- (注4)(注1)及び(注2)については、介護職員等ベースアップ等支援加算における取り扱いに準じるものとする。

【表2】本人からの徴収額(月額)

対象収入による階層区分		費用徴収額 (月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	全額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- (注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要す費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注4) 夫婦(事実婚を含む、以下同じ)で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。